

高知県支部

高知県における森林組合実態調査

1. 目的

平成 13 年に新たに制定された森林・林業基本法（新法）に対する森林組合の取り組みの現状から課題を抽出し、今後の組合の自己改革の参考に資することを目的に、調査研究を行った。

2. 森林・林業基本法の内容

旧法である林業基本法は、林業振興を目的として制定された。これに対して新法は、環境問題や憩いの場としての森林の持つ多面的な機能を取り入れた内容である。さらに、森林組合の経営基盤強化と自立的発展を促している。

3. 森林組合改革プランについて

全国森林組合連合会は、新法を受けて「森林組合改革プラン」を制定した。高知県では、森林組合連合会（県森連）は、平成 15 年 5 月に「高知県森林組合改革プラン」を作成した。改革プランの内容は、新法の目的を実現するために企業の発想による経営基盤の強化と組合の自立化を図るもので、具体的には現在の 32 組合を 9 ブロックに集約する広域連合の推進と、強固な経営基盤を有する中核組合の実現に向けて組合の構造改革を推進することである。

4. 調査と課題の抽出

改革プランを受けて現在組合がどのような取り組みをしているかを「森林組合一斉調査」と「組合長及び組合員の意識調査」から分析・検討した結果、次のような課題が明らかになった。

- (1) 改革プランが作成され 1 年余り経過したが、末端の組合員には内容が十分に浸透していない。また、改革の切迫感があまり見受けられない。
- (2) 組合は、総合型組合と森林整備型組合に分けられる。総合型は収益部門を有しているので、企業の発想が培われており、自立に向けて進んでいるが、県下 32 組合中 7 組合と少ない。多数を占める森林整備型は、行政の補助金による森林整備と国有林、公有林の森林整備が中心で、林野行政と密接な関係にあり、企業の発想を必要とせず、今後の自立には困難が伴うと思われる。
- (3) 木材不況のため、民有林の放置林が多く山の荒廃に拍車をかけている。間伐等の整備に補助金制度があるが自己資金も必要であり、投資資金の回収の目途が立たない現状では、森林整備が進まない。よって森林組合の主な収入源は、組合員の森林整備から得

られる収入よりも国有林や公有林の森林整備から得られる収入が多いという奇異な状況にある。このことが組合運営に反映し、行政の意向に沿った組合運営となり、組合員の組合離れの要因となっている。

以上のように森林組合、特に森林整備型組合が自立に向けて自己改革を図るには、単に改革プランの具体化だけではなく、組合組織内に内在する多くの課題も併せて解決する必要がある。実現に向かっては、県森連と単位組合が連携して、組織の構造改革と企業的発想を有する人材の確保・育成を図る必要性を感じた。